

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会
「民間社会福祉事業従事者共済」福利増進事業規約

(趣旨)

第1条 この規約は定款第2条第14項の規定に基づき運営する「民間社会福祉事業従事者共済」加入者の福利増進のために定める。

(目的)

第2条 「民間社会福祉事業従事者共済」の福利増進事業は、和歌山県内の民間社会福祉施設等の福利増進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この共済は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 貸付事業
- (2) 慶弔給付事業
- (3) 目的達成のために必要な事業

(利用資格)

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会「民間社会福祉事業従事者共済」退職給付事業規約により加入を承認された者

第4条 この福利増進事業の資産は次により構成される。

- (1) 退職給付事業 事業主負担金
- (2) 退職給付事業預託資産から生じる果実
- (3) その他の収入

(権利と義務)

第5条 「民間社会福祉事業従事者共済」退職給付事業加入者(以後、加入者という)は「民間社会福祉事業従事者共済」福利増進事業を受ける権利を有する。

2 加入者はその権利を他に譲渡し、又は担保に供することができない。

(給付の種類)

第6条 第3条に定める、慶弔給付事業は次に掲げる区分により給付される。

- (1) 結婚祝金の給付
- (2) 出産祝金の給付
- (3) 傷病見舞金の給付
- (4) 死亡弔慰金の給付
- (5) 災害見舞金の給付

2 民間社会福祉従事者共済福利増進事業規約第3条(2)による給付は、別表(三)のとおりとする。

(給付の請求)

第7条 規約第3条(2)により給付を受けようとするときは、別記様式第5号 慶弔給付金請求書により当該施設長がこれを確認し、その証明書を附し請求書を提出するものとする。

2 給付の請求は会員が所属した施設長を経て法人理事長等経営者が行うものとする。

3 死亡弔慰金を請求するものの順位は、会員が死亡前に指名をした場合の外

- (一) 配偶者、
- (二) 子(年長順)、
- (三) 父母、
- (四) 孫(年長順)、
- (五) 祖父母、
- (六) 兄弟姉妹、
- (七) 葬祭を行う者とする。

第8条 給付の請求は給付事由の発生したときから6ヶ月以内にこれを行わないときは請求権を失う。

(給付の欠格)

第9条 次に該当する場合は給付の一部又は全部を行わないことができる。

(1) 「民間社会福祉事業従事者共済」退職給付事業加入者資格を失ったとき。

(貸付事業)

第10条 規約第3条(1)でいう貸付事業については、別規程にてこれを定める。

(運営委員会)

第11条 この共済の運営を円滑にするため運営委員会をおく。

第12条 運営委員は県社協会長が委嘱する。

第13条 運営委員会に関する規定は別に定める。

附 則

- 1 この規約は昭和62年9月1日より施行する。
- 2 平成4年4月1日一部改正
- 3 平成6年4月1日一部改正
- 4 平成14年1月29日一部改正
- 5 平成15年3月5日一部改正
- 6 平成19年5月24日一部改正
- 7 平成20年1月1日全面改正

別表（三）

慶弔金の給付

給付の種類	範囲及び程度	摘要
結婚祝金	加入者本人の結婚 金 20,000円	この給付は、入会后1年に達しなければ行わない
出産祝金	加入者本人または配偶者の出産 金 20,000円	同上
傷病見舞金	加入者本人の傷病による欠勤 1ヶ月以上 金 20,000円 2ヶ月以上 金 40,000円	同上
死亡弔慰金	加入者本人の死亡 金 100,000円	同上
災害見舞金	住居の全焼または全壊 金 100,000円 住居の半焼または半壊 金 50,000円 住居の床上浸水 金 20,000円	住居地の市町村長の罹災証明書を添付すること